

訪問介護費・第1号訪問事業費

点検項目	点検事項	点検結果	
頻回の日中の20分未満の身体介護 (訪問介護のみ)	要介護1又は要介護2で日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者又は、要介護3、要介護4及び要介護5で寝たきり度ランクB以上である利用者	<input type="checkbox"/> 該当	利用者台帳等
	サービス担当者会議において週5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と判断 ※サービス提供日の属する月の前3月の間に1度以上開催され、かつ、サービス提供責任者が参加していること	<input type="checkbox"/> 該当	サービス担当者会議の記録
	24時間の連絡対応体制	<input type="checkbox"/> 該当	
	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営又は指定を併せて受ける計画を策定	<input type="checkbox"/> 該当	定期巡回サービスの整備計画又は指定通知並びに勤務形態一覧表
集合住宅におけるサービス提供	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」)に居住する利用者がある(1名から)	<input type="checkbox"/> 該当	利用者のリスト、利用者台帳等
	事業所と同一視基地内等建物に居住する利用者がある(1月当たり50名以上)	<input type="checkbox"/> 該当	
	同一の集合建物に居住する利用者が一月当たり20人以上(事業所と集合建物が離れている場合)	<input type="checkbox"/> 該当	
2人の訪問(訪問介護のみ)	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
夜間加算(訪問介護のみ)	18時～22時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
早朝加算(訪問介護のみ)	6時～8時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
深夜加算(訪問介護のみ)	22時～6時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供(障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供)	<input type="checkbox"/> 所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定訪問介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供(重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供)	<input type="checkbox"/> 所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	<input type="checkbox"/> 所定単位数の93/100	

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(Ⅰ) (訪問介護のみ)	1 計画的な研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上	<input type="checkbox"/> 配置	職員台帳(履歴書)等
	7 すべてのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1を超えるサービス提供責任者が必要の場合は、2人以上の常勤	<input type="checkbox"/> 配置	〃
	8 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者	<input type="checkbox"/> 2割以上	利用者台帳等
特定事業所加算(Ⅱ) (訪問介護のみ)	1 計画的な研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等

点検項目	点検事項	点検結果		
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上	<input type="checkbox"/>	職員台帳(履歴書)等	
	7 すべてのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1を超えるサービス提供責任者が必要の場合は、2人以上の常勤			<input type="checkbox"/>
特定事業所加算(Ⅲ) (訪問介護のみ)	1 研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/>	あり(含予定)	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/>	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告	<input type="checkbox"/>	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/>	あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者	<input type="checkbox"/>	2割以上	利用者台帳等
特定事業所加算(Ⅳ) (訪問介護のみ)	1 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/>	定期的に実施	会議記録
	2 サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告	<input type="checkbox"/>	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/>	あり	重要事項説明書等
	5 サービス提供責任者ごとに研修計画を作成	<input type="checkbox"/>	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	6 人員基準上配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準を1人以上上回る常勤のサービス提供責任者を配置	<input type="checkbox"/>	該当	勤務形態一覧表
	前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護3、4又は5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者	<input type="checkbox"/>	6割以上	利用者台帳等

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時訪問介護加算 (訪問介護のみ)	ケアマネジャーと連携し、居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護を、利用者等の要請から24時間以内に提供	<input type="checkbox"/> 該当	要請に関する記録、サービス提供記録等
初回加算	過去二月の利用実績がない	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による訪問介護の提供又は同行訪問	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域＋事業者規模要件（一月あたり延べ訪問回数200回以下）	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者の状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が生活機能アセスメントを行っている	<input type="checkbox"/> あり	生活機能アセスメント
	上記、体制を構築している理学療法士等から助言を受けた上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成している	<input type="checkbox"/> あり	訪問介護計画
	初回の訪問介護が行われた日の属する月	<input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問して生活機能アセスメントを行っている	<input type="checkbox"/> あり	生活機能アセスメント
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づく訪問の実施	<input type="checkbox"/> あり	訪問介護計画
	初回の訪問介護が行われた日の属する月以降3月間	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>		
	(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	就業規則
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書	
(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	就業規則等	
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書	
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	〃
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰以上の処刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	<input type="checkbox"/>	
	7(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	7(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	〃
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	(三)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (V)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1 賃金改善の対象となるグループ (a 経験・技能のある介護職員、b 他の介護職員、c その他の職種) を設定	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上 (困難な場合は合理的な説明を計画書に記載している)	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	3 a 経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がb 他の介護職員の平均賃金改善額の2倍以上	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	4 b 他の介護職員の平均賃金改善額がc その他の職種の平均賃金改善額の2倍以上	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	5 その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない (上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない)	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	6 計画書上の職場環境等要件における「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っている	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	7 処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	8 算定する処遇改善加算の区分 ((I) 、 (II) 若しくは (Ⅲ)) に応じた要件を満たす	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	9 特定加算に基づく取組の公表 (ホームページ等への掲載等)	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	10 特定事業所加算 (I) もしくは (II) を算定	<input type="checkbox"/>	あり	〃
	11 特定処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 賃金改善の対象となるグループ（a 経験・技能のある介護職員、b 他の介護職員、c その他の職種）を設定	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2 a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明が計画書に記載されている）	<input type="checkbox"/> あり	〃
	3 a 経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がb 他の介護職員の平均賃金改善額の2倍以上	<input type="checkbox"/> あり	〃
	4 b 他の介護職員の平均賃金改善額がc その他の職種の平均賃金改善額の2倍以上	<input type="checkbox"/> あり	〃
	5 その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	<input type="checkbox"/> あり	〃
	6 計画書上の職場環境等要件における「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っている	<input type="checkbox"/> あり	〃
	7 処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/> あり	〃
	8 算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	<input type="checkbox"/> あり	〃
	9 特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	<input type="checkbox"/> あり	〃
	10 特定処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書